

【法人事業税・特別法人事業税】電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る課税方式及び税率の見直しについて

令和2年7月 東京都主税局

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しがありました。

また、これに伴い、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税・特別法人事業税の税率が改正されました。

この改正は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

改正の概要は以下のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

1. 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る課税方式の見直しの概要

電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

電気供給業については、見直し前は、収入割額によって課することとされていましたが、今回の見直しにより、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとされました。（地方税法第72条の2第1項、第72条の12、東京都都税条例第25条、第30条）

また、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税について、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とすることとされました。（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条）

この見直しは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

見直しの対象となる事業	法人の種類	課税方式	
		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度	【改正前】
小売電気事業等 及び発電事業等	資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人 (※1)(※2)	収入割 + 付加価値割 + 資本割	収入割
	上記以外の法人(※2)	収入割 + 所得割	収入割

※1: 特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期については以下の(3)をご覧ください。

※2: 詳しくは地方税法第72条の2第1項第3号に規定されています。（関係規定として同条同項第1号も併せてご確認ください。）

(1) 小売電気事業等とは

以下の①、②をいいます。（地方税法第72条の2第1項第3号）

① 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業

② 上記(1)①に準ずるものとして総務省令で定める事業(※)

※上記(1)②は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業（電気事業法第2条第1項第8号）、特定送配電事業（電気事業法第2条第1項第12号）、発電事業（電気事業法第2条第1項第14号）及び発電事業に準ずる事業（以下の(2)②）に該当する部分を除きます。（地方税法施行規則第3条の14第1項）

(2) 発電事業等とは

以下の①、②をいいます。（地方税法第72条の2第1項第3号）

① 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業

② 上記(2)①に準ずるものとして総務省令で定める事業(※)

※上記(2)②は、自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。）を含みます。

（地方税法施行規則第3条の14第2項）

(3) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期

事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。（地方税法第72条の2第2項）

(4) 所得の計算に関する経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）

税率の見直しについては裏面をご覧ください。

2. 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）に係る税率の見直し

1の課税方式の見直しとともに、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税・特別法人事業税の税率が改正されました。（地方税法第72条の24の7、東京都都税条例第33条、東京都都税条例附則第5条の2、第5条の2の2、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条）

改正後の税率は下表のとおりです。改正後の税率は、**令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用**されます。

なお、小売電気事業等及び発電事業等以外の事業の税率を掲載した全体の税率表は、東京都王税局HPをご覧ください。

◎法人事業税の税率

事業の区分	法人の種類	事業税の区分	税率(%)			
			【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度		【改正前】 令和元年10月1日から令和2年3月31日 までに開始する事業年度	
			不均一課税適用 法人の税率 ※2 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 ※2 (標準税率)	超過税率
小売電気事業等 及び発電事業等	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える 普通法人(特定目的会社、 投資法人、一般社団・ 一般財団法人は除く。)	収入割	(0.75) ※1	0.8025	(1.0) ※1	1.065
		付加価値割	—	0.3885		
		資本割	—	0.1575		
	上記以外の法人	収入割	0.75	0.8025	1.0	1.065
		所得割	1.85	1.9425		

※1:()内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人収入割額の計算に用います。

※2:不均一課税については、資本金の額又は出資金の額が1億円以下^(※1)で、年収入金額が2億円以下^(※2)又は年所得額が2,500万円以下^(※2)の場合に適用されます。

*1:事業年度終了の日(仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況によります。ただし、解散した法人については解散の日の現況によります。

*2:収入割については課税標準となる年収入金額、所得割については課税標準となる年所得額により、それぞれ判定します。なお、事務所又は事業所が複数の都道府県にある分割法人は、分割前の課税標準となる年収入金額・年所得額によります。

事業年度が1年に満たない場合の収入金額(年2億円以下)又は所得(年2,500万円以下)の基準については、以下によります。
この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

$2\text{億円(収入金額)又は}2,500\text{万円(所得)} \times \text{その事業年度の月数}$

12

◎特別法人事業税の税率

課税標準	法人の種類	税率(%)	
		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度	【改正前】 令和元年10月1日から令和2年3月31日 までに開始する事業年度
基準法人収入割額	小売電気事業等・発電事業等を行う法人	40	30

3. 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等）以外の事業を併せて行い区分計算をしている法人に関するQ&A

Q1 小売電気事業等・発電事業等（以下「収入金額等課税事業*」といいます。）のほかに、課税方式が異なる事業（所得等課税事業*、収入金額課税事業*）を併せて行っています。それぞれの課税標準額を区分計算により算定していますが、この場合の法人事業税や特別法人事業税の税率の適用はどのようになりますか？

A1 それぞれの事業について定められた税率を用いて税額の計算を行います。法人事業税の税額計算において、標準税率と超過税率のどちらを適用するか判定についても、それぞれの事業の年収入金額、年所得額によって行います。
(地方税法第72条の24の7、東京都都税条例第33条、東京都都税条例附則第5条の2、第5条の2の2)

Q2 収入金額等課税事業*と所得等課税事業*を併せて行っており、それぞれの課税標準額を区分計算により算定しています。この場合、所得等課税事業*で生じた欠損金額（個別欠損金額）を収入金額等課税事業*に係る所得から繰越控除することはできますか？

A2 できません。各事業年度の収入金額等課税事業*（地方税法第72条の2第1項第3号口に掲げる法人が行う事業に限ります。）又は所得等課税事業*に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額（個別欠損金額）に限るものとされています。（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章4の7の4（3））

*このチラシにおける用語の意味は以下のとおりです。（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章の用語と同一です。）

- ①所得等課税事業：地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下の②、③以外の事業）（非課税事業を除きます。）をいいます。
- ②収入金額課税事業：地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）をいいます。
- ③収入金額等課税事業：地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等及び発電事業等）をいいます。